

第七十一回 参議院地方行政委員会會議録第十号

昭和四十八年六月十四日(木曜日)
午前十時四十七分開会

委員の異動

六月七日

補欠選任

藤原 房雄君

六月八日

補欠選任

齋藤 寿夫君

六月十二日

補欠選任

山崎 昭範君

六月十三日

補欠選任

沢田 実君

六月十四日

補欠選任

中村 利次君

六月十五日

補欠選任

藤原 房雄君

六月十六日

補欠選任

田口長治郎君

六月十七日

補欠選任

温水 三郎君

六月十八日

補欠選任

柴立 芳文君

六月十九日

補欠選任

河田 賢治君

六月二十日

補欠選任

片山 正英君

六月二十一日

補欠選任

田口長治郎君

六月二十二日

補欠選任

温水 三郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

久次米健太郎君

柴立 芳文君

河田 賢治君

片山 正英君

田口長治郎君

玉置 猛夫君

温水 三郎君

〇委員長(久次米健太郎君) 地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十八年度地方財政計画に関する件を一括議題とし、質疑を行ないます。

〇藤原房雄君 時間も十分にございませんので、はしよって、しかも根本的な問題を二、三御質問したいと思ひます。

〇委員長(久次米健太郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十三日、村尾重雄君が委員を辞任され、その補欠として中村利次君が選任されました。

〇委員長(久次米健太郎君) 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〇地方行政の改革に関する調査(地方財政計画に関する件)

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〇地方行政の改革に関する調査(地方財政計画に関する件)

〇委員長(久次米健太郎君) 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〇地方行政の改革に関する調査(地方財政計画に関する件)

〇委員長(久次米健太郎君) 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〇地方行政の改革に関する調査(地方財政計画に関する件)

〇委員長(久次米健太郎君) 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〇地方行政の改革に関する調査(地方財政計画に関する件)

〇委員長(久次米健太郎君) 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〇地方行政の改革に関する調査(地方財政計画に関する件)

〇委員長(久次米健太郎君) 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〇地方行政の改革に関する調査(地方財政計画に関する件)

〇委員長(久次米健太郎君) 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〇地方行政の改革に関する調査(地方財政計画に関する件)

〇委員長(久次米健太郎君) 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〇地方行政の改革に関する調査(地方財政計画に関する件)

原 文兵衛君
増田 盛君
秋山 長造君
神沢 浄君
戸叶 武君
和田 静夫君
上林繁次郎君
藤原 房雄君
中村 利次君
自治 大臣 江崎 真澄君
政府委員 自治省財政局長 鎌田 要人君
事務局側 常任委員会専門員 伊藤 保君

最初に、地方財政計画の問題でございますが、昭和四十八年度地方財政計画の策定方針の冒頭の部分を四十七年度のそれと比べて、大きな差異があるように感ずるわけであります。四十七年度の財政計画の策定方針の冒頭に、「景気の停滞による地方税及び地方交付税の伸びの鈍化、地方税負担の軽減についての強い要請、生活関連施設等各種社会資本の整備、社会福祉の充実等のための財政需要等きびしい財政環境の下において、国と同一の基調により」と云々、このようにありまして、景気後退に伴う一種の危機感といひますか、こういうものがこの中ににじみ出ていると思うのであります。それに引きかえまして、四十八年度にはどうあるかといひますと、これは「現下の社会経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、国と同一の基調により」と、こうなっております。簡単に流しているように感ずるわけであります。そのほか、これは四十七年度には「地方財源の確保に特段の配慮を加えつつ」と、こうありましたが、四十八年度ではこの「特段」というのが消えております。四十七年度の「節度ある行財政運営」が、四十八年度では「適切な行財政運営」、このように変わっているわけであります。いずれにしても、いまあげましたこの二、三点を見まして、四十八年度は前年度に比べて余裕のある財政運営が可能だといふ、こういうものが感じられるような文章になっております。

しかし、最近の二月に行なわれました円の変動相場制、実質的な円の再切り上げということでございますが、また物価の高騰、こういう地方財政をめぐる経済環境の激変という、こういうものが十分に計算された段階ではないときの財政計画じゃないかと。これは財政計画が閣議決定しましたのは二月十四日でありまして、フロート制に移行したのは十六日ということでございますか

ら、そういう点では非常に見通しが甘かったといふ、こんな文章そのものから見ましてそういう感じがするわけであります。

すでに、今日もう避けることのできない円の大

幅な切り上げ、これが実現されてまいりますと、

前年度に比較しまして二七兆増という、かつてない大幅な増収を見込んでおります地方税、これが激減することは間違いない。特に景気に敏感な法人関係税、税収の四割を占める都道府県税、こういうものに対する影響というものは非常に大きいものがあるのではないか。さらにまた、法人関係税収の比重の大きい市町村におきまして、地方交付税の伸び悩みというそのことのために、配分額の減少という、こういうものが当然考えられるわけであります。計画の土台であります税収に大幅な狂いが生ずるといふことは、財政計画にも大きな影響を及ぼすことは当然のことでございます。また、収入計画が狂うということになりますと、それは即ちまた財政計画にも大きな影響を及ぼす。特に、福祉重点政策が最近どんどん大幅に改善されております段階におきまして、歳入計画というものがきちっとしていませんと、福祉重点政策の遂行というものにも影響を及ぼすようなことになることは当然考えられるわけであります。

こういう当初の、四十七年度と四十八年度の地方財政計画の考え方というものを、冒頭の部分を見比べても、決して四十八年度にあるような樂觀すべき状況の中にはない、私もこれはこのようにきびしく考えておりますし、また、地方自治体におきましても、現実、非常に苦しい現況の中にあることは御存じのとおりであります。

このような地方財政をめぐる経済環境、非常にきびしいものが予測されるわけであります。最初にお聞きしたいことは、政府はこういう大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

影響を及ぼすことには、政府はこういふ大きな

経済変動の中にありまして、この現況をどう見、そしてまた地方自治体に対してはどのように指導していらっしゃるのか。二月から今日まで、ずいぶん大きな変化があったわけでありまして、けれども、その間のことについてまず伺いたいと思います。

○国務大臣(江崎真澄君) いま御指摘のように、税収の伸び等々の財政計画はそのとおりでございます。ただ、問題なのは、昨年の収入というものが根拠になりまして、地方税なり、また国税三税の交付税という形になって計算をされるわけでございます。で、昨年以来の経済の実勢というものはまあ非常に伸びを示しておるわけでございます。で、今日の物価高も——これはまああとから申し上げますが、確かに地方財政を乱る大きな要因にはなっておりますが、地方の財源そのものについては、順調に入るといふ見通しを持っております。それは、御承知のように、金利政策においてはほとんど金利の引き上げをやっております。預金準備率の引き上げをしております。このことは、引き締めても引き締めても、また金利を引き上げても引き上げて、好況の方向、まあ悪く言えば物価高、そういったものがなかなかとまらないということで、これくらい引き締め政策をしておるといふこと、これはやはりまあ世界的な一つのインフレが大きな背景になっておること、いじめませんが、やはり景気全般からいふならば、円のフロート制に移行したあとも、やはり日本の経済というものは、相当実勢力は強いというところをあらわしておるものというふうには私も受けとめております。したがって、部分的には、輸出産業に片寄っておる地域、しかも、下請等々零細な企業、こういうものをかかえておる一部地域においては、これは影響があることは免れまいと思つてございます。しかしそれも、他の業種が好況であるということから、相当部分が吸収されるであろうというふうに思つてございます。これは決して甘い見方ではなくて、むしろ、政府自体が、いかにしていまのこの好況と

いうか、経済の過熱に水をかけるかということにいま懸命になっておる、この一つの政策を見ていただいても明らかだというふうに思つてございます。

で、いま申し上げましたような、ごく一部の輸出に依存をしておる法人、また、これに関連する企業等々の納税方法につきましては、中間決算をして、それによって納税を延期するとか、そういう措置は、つとにフロート制移行の場面であつたわけでございます。したがって、まあ御心配の点はよくわかりますが、まずまず、ことは予定どおりの財政計画は成り立つものというふうに見ておるといふのが実情でございます。

○藤原房雄君 確かに、部分的には、輸出依存の企業の多い地方自治体、こういうところでは大きな影響を受けておられて、それに対するきめこまかな施策というものは、予算委員会等、今国会でもぜひいふん叫ばれてまいりました。ですから、まあ全般的には好況の中にあるということではございまして、やはり、よりきめこまかな対策を講じていかなければ、三千からの地方自治体があるわけでありまして、やはりそういう大きな波をかぶつておるところがたつきあるということとで私申し上げておるわけでありまして、さらにまたこれは、財政計画の冒頭にありまして、決して樂觀し得る状況ではないとして、個々の問題につきましてはよりひとつ検討し、また対策を講じていただくたい、まあこういう気持ちで申し上げておるわけでありまして、またそういう個々の問題とともに、大きく見ましても、この最近の物価の上昇は非常に著しいものがあります。それはまあ公共事業等に大きな影響を及ぼしておることはよく御存じのとおりでございます。当初財政計画をお立てになつた当時とは、最近は大変大きな変化のあることもひとつ御認識いただきたい。

で、地方財政計画、次、内容の問題に入りたいと思つておりますが、四十八年度のこの地方財政計画は、財政規模が非常に大型化しております。総額十四兆二千八百億という国の一般会計を

上回る現況であります。国の予算の基本方針がやはり福祉優先、列島改造ということでございまして、国債を増発し、規模を大きくしたために、それが今度は地方にどういった影響を及ぼすか。地方もやはり国の大きな財政規模に基調を合わせていかなきゃなりません。それに伴ひまして、地方自治体といたしまして、市町村道とかまた下水道公共施設の整備、さらにまた老人の医療費の公費負担、それから児童手当制度、社会福祉水準の向上という、こういうことで大きく地方自治体自体も方向転換を迫られておるわけでありまして、このような大型の福祉財源をまかなう財源ですね、これ、九百五十億を国から借り入れ、また国庫支出金の大幅な増額、公債費の構成比の増大、どちらからかという国に依存することはよくわかりだといふ、こういう現況であることはよくおわかりだと思つて、やはり地方自治体の自主性とか健全化という、こういうことから考えますと、確かに新しい時代に即応して、地方自治体自体も方向転換しなきゃならない時代に立ち至つておるわけでありまして、何となくいって、国に依存し過ぎている現況というものはいかなる事実だと思つて、やはり地方自治体の自主的な財源ということをはつきり考えていく方向に進まなければならぬ、なつて迎えているのではないかと、このように思つておるわけでありまして、その間につきましてどのようにお考えになつていらっしゃるか。

○国務大臣(江崎真澄君) 最初に御指摘になりました、資料の急激な値上がり地方財政にどう影響するか、これはやはり相当深刻なものとあるというふうには私も受けとめております。これはもう藤原さんのおっしゃるとおりに大問題だといふ感じがございまして、したがって、いま関係各省庁に、この事業遂行の実態を調査してこれを取りまとめるべく、いま自治省において努力中というわけでございます。したがって、事業を縮小して済むものは何とかそれでございましょう願うとしましても、災害復旧のように、縮小できないものも相当あるわけですね。したがって、そういうものにつ

いては一体どうするか。これはやはり将来の問題ですが、調査が集まつてみた時点で補正をしなければならぬのか、どうしたものかという、やはり核心に触れた検討もしなければならぬというふうにお考えをいたします。

これを要しますのに、地方財源がいかに足りないではないか。これは衆議院においても与野党をあげて皆さん方から御指摘を受けた点であります。で、地方の交付税率について、もう少し税率のアップを国に認めさせるべきではないかという御意見等もしきりにございまして、この点は軽々にどれだけと言つてわけにはまいりませんが、今後皆さんの御協力を得まして、来年度予算を編成いたします場面において、十分ひとつこれは大蔵省側とも話し合つてみたいという感じでおります。今後とも御協力をお願いしたいと思つております。

○藤原房雄君 来年度の予算編成の段階で強力に地方自治体の財源確保のために大臣もせっかく努力なさるという、いま御発言もございました。これは地方交付税率のアップということ、もうこの数年の推移を見ましても、これは当然大きな課題として考えなきゃならない時期にきています、こう思つておるわけでありまして、

地方交付税率の問題につきまして若干御質問したいと思つておりますが、地方交付税率は、法律の規定によりまして、財源不足額が交付税総額に対して「引き続き」著しく異なるというような場合でなければ引き上げを行なわない。これは地方交付税法第六条の三の二項にございまして、地方交付税率につきましては、これは昭和三十年に国税三税の二、三、その後毎年のようにアップになってまいりまして、四十一年に三、二、三になりまして、今日までずっと七年間、この三、二、三でございまして、この七年の間の社会経済の変動というものは著しいものがございます。こういう中にありまして、地方財政だけが七年間三、二、三がそのままに据え置かれてきたということ、三、二、三に据え置かれたそのために、いろんな措置が講じられたことはよく承知しておりますけれども

も、いずれにしましても、この急激な社会の変動の中にありまして七年間交付税率が変わらなかつたということは事実であります、この交付税率を変えなかつたのは「引き続き」著しく異なる」という財政状況、こういう判断に対して、自治省としましてはどういうお考えで今日まできておるのか、変えなかつたのかということについて、この点ちょっと伺いたい。

○政府委員(鎌田要人君) 交付税率、昭和四十一年度にたゞいま御指摘になりましたように三二%に引き上げられまして、その後、四十二年から四十五年秋まで、景気は非常に順調な拡大をたどつたわけでございまして、四十二年から四十六年度当初に至りましては、大体二%から三%の交付税率の伸びと、比較的大きな伸びでまいりまして、地方財政全体といたしまして財源の保障機能を果たしてまいつたわけでございしますが、特に四十六年度後半、それから四十七年度、この間におきまして景気の非常な落ち込みがございしました。ただ、これにつきましては、当時の通貨情勢あるいは設備投資の回復がござい、こういったいわば経過的な一時的な現象である、こういう認識でございまして、四十七年の秋口からは景気は回復、上昇の過程に転ずるであろう、そういうことでございしますので、これはまさに「引き続き」著しく」という場合にはまだ間があるのではないだろうかというふうにご考へておたわけでございまして、四十七年度において臨時特例の措置を講じたのはそういう趣旨でございまして、四十八年度におきましては、いわば四十七年度の臨時特例措置がなくなることに伴う、これまたいわば竹馬の足が切れたことに対する措置を講ずる、こういうことでございまして、これについてでございます。

そこで問題は、やはり四十九年度、たゞいま大臣からも申しましたように、四十九年度においていかなる事態に相なるであろうか。伝えられますような、国税におきまして大幅な減税ということがございすれば、ある程度地方税におきまして減税の問題もございまして、他方におきまして、

て、地方自主財源というものの増強がどの程度はかられるかということの見合いによりまして、交付税率の問題につきましては、やはり最終的な判断を下して適切な措置を講ずべき時期に差ししかつておるものと、そういう意味合いにおきまして、私も四十九年度の地方財政の動向というものの非常に関心を払つておる次第でございまして。

○藤原房雄君 いま七年間の大体景気の変動、それに伴う交付税率の考え方、四十九年度におきましては大幅な減税ということも田中総理もそう言つております。それに伴つて地方の自主財源として考えなきやならないというお話しもございましたが、この景気、そうしてまた減税ということもさることながら、最近国際情勢の大きな変化もしばしばございましたし、景気が回復、波を打つて回復しつつあるという先ほどのお話しもございましたが、それとともに、地方におきましては、先ほど申し上げましたように、以前と違ひまして、老人の医療費の公費負担制度とか、児童手当制度の充実とか、また社会福祉水準の向上、あるいは公園とか、下水道、清掃施設等、住民生活に直結する生活関連社会資本の整備等、非常に地方財政が大幅に支出増を迫られる、こういう方向に政治が向かいつつあるということも、これは大きな一つのファクターとして考えなければならぬことだと思ひます。さらにまた、過密過疎対策、また公害対策ですね、いま非常に問題になっておりますが、さらにまた、交通安全対策、それから消防救急対策、どの一つを考へてみましても、新しい社会の大きな変動に即応して、非常に抜本的に改革しななきやならない問題が山積しておるわけですね。このように財政需要が非常に逼迫しておる、こういう中にありまして、いまお話ししてあります局長のお話とともに、さらにこういう政治が大きく転換しつつあることも大きな要素として考えなきやなりませんし、さらに本年度から新たに義務教育教員の給与改善ですね、この先、前の委員会でも委員の方からお話があったと思ひますけれども、それに伴う人事院の、教職員の給与

が当然義務教育以外の教員についてもアップするであろう、こういうことを考えますと、非常に地方財政の財政負担が大きくなりつつある。そういう大きな転換期といえますか、大きな時を迎えているだけに、前に自主財源というものを十分に十分とはいへませんが、考へる。その大きな一つのポイントとして、この交付税率のアップというものを考えなきやならない。いままで四十二、三年、四、五年、また四十四、五年の当時とは違ひまして、現在は公害一つ取り上げてもみましても、こういうことから非常に地方自治体として自主財源確保ということが急務である、私はこのように地方を回れば回るほど痛切に感じてるわけでありまして、これらものを勘案して、交付税率につきましては積極的な税率アップの方向にお考えになっていらっしゃるのかどうか、この点ちょっと伺ひたい。

○国務大臣(江崎真澄君) まさにお説のとおりであります。日本も経済大国だといひます。したがって、これらを充実していくことになつて、これはもう地方財源はただけあつても足りないという場面でありまして。したがって、いま御指摘のような交付税率の引き上げ問題というのは、これは交付税、地方税ひくくめるめの税全体の問題としてとらえなければならぬ。特に、このままじゃどうも何ともならない。特に大都市などの財源をどうするか、事務所、事業所税だとか、いろいろこれは議論ののほつておりますが、なおひと十分このあたり検討をいたしまして万全を期していきたいというふうに考へます。

○藤原房雄君 抜本的に交付税率をアップするという基本的な考え方の上に立つて、やはり自主財源の確保というものを考えなければならぬときがきていくというところはいろいろな角度から言へると思ひます。本年も九百五十億円の借り入れ、地方債の増発、こういうことで地方財源の確保というものはなされておるわけですが、これも借り入

れでありますから、後に問題を残すであります。特にこの借り入れ金の問題ですけれども、昭和四十六年度の補正の際には千二百九十六億、四十七年度には千六百億、続いて三年連続このように借り入れがなされ、これまでの返済額を控除しても、今回の借り入れ金九百五十億円を加へると、実に三千七百億といふことになるわけですね。それから、先ほど申し上げました人事院の給与改定勧告によりまして大幅なアップが考えられるというところになりますと、さらに借り入れ措置を講じなければならぬ。このように、三年連続して借り入れ金で財源不足額をまかなつておるという地方財政の現況、さらにまた、今後も借り入れなければならぬ要素が多々あるという、こういうことからいたしまして、地方交付税法の第六条の三の二項の「引き続き」「著しく異なる」ということに当然これは該当するのではないかと。先ほど大臣からも、四十九年度については考慮しなければならぬ、考えなければならぬというお話しでございまして、いままでは申し上げたことをずっとお考へいただければ、当然その時を迎えておると私は思ふのですけれども、これは当然自治省としましては、いままでは違つたときであることとを御認識いただいて、積極的な考へがなされるだろうと思ひますが、この点につきましては、ひとつ、自主財源確保という根本的な命題と真剣に取り組んでいただきたい、こう思ひますが、先ほどの質問とちょっとダブるかもしれないですが、新たな要素が十分にあるということ、また、三年間ずっと借り入れてきたということ、これらのものと考へ合せて、ほんとうにその時だということとを私は感ずるわけですが、その点について、大臣、どう考へますか。

○国務大臣(江崎真澄君) 御指摘の点は全く深刻な問題で、同感の点が多うございします。したがひまして、これはやはり地方財源充実のためには抜本的な対策を立てなければならぬ。したがひまして、地方交付税率のアップの問題を含めて、あらゆる財源充実のための対策をひとつきめこまかに検討

してまいりたいと思います。御協力を願います。

○藤原房雄君 それから、借入れ金の問題でございますが、四十七年度中に生じます国税三税の自然増収に伴う地方交付税の精算見込み額ですね、これを引き当てに借入れ入るということになっておるわけですから、これは精算見込み額を充てるわけですから、地方自治体には負担にはならないだろうと、こういう考え方もあるかもしれません。しかし、まあ厳密に考えれば、これは政府の景気の見通しの甘さから出たということでもありますし、本来、こういう国際経済の大きな変動期でありますから、びちっとこれを見定めるということとはいへんことだと思えますけれども、地方自治体にすれば、その精算額というものが当然その見込み額の中に入っておれば、地方自治体としてその年度に使えるわけでありすから、あとになってこの精算見込み額がこういう借入れ金の代償とされるということになれば、地方自治体としては、一年、それだけ穴があくという、厳密に考えればそういうことになりすね。ですから、精算分が、最近ずっと見ますと、年々大きくなる傾向にあるという、それだけ見通しがむずかしくなったとも言えるかもしれませんけれども、やはりこの地方財政という、地方自治体の財源確保という上からいまして、精算見込み額というものの減少をはかるようなもつときびしい見通しを立てるべきだと思えますし、それはまた安易に精算見込み額を借入れ金のかわりにするということとは、これは考えなければならぬのじゃないか、こう思うのですけれども、この問題についてはどうお考えですか。

資金運用部資金から九百五十億を借り入れた、これがいつも悪循環のような形でこういうことがなされることは困るじゃないか、御指摘の点はそれですね。したがって、もとよりこれは好ましいことと思っておりますので、そういう方法については、当然今後解消の方向で、さつき以来の議論の存しましたように、十分ひとつ財源充実につとめてまいりたいと思っております。

○藤原房雄君 地方交付税率のアップにつきましては、大臣からも積極的な発言もありましたし、ほんとうに推移を見まして、四十九年度におきましては、どうしても自主財源確保という上からいって、まあ私も当然のことでございますが、自治省としてもひとつ強い姿勢でがんばっていただきたいと思えます。

最近、社会の大きな変動に伴いまして、四十年の当初、また三十年代から四十年に入りまして、いろいろなところに、ひずみといえますが、問題が起きておるわけでありまして、いろいろな基準準価にきましては御検討いただいていると思っておりますが、まあいろいろのことがあるうのでございすが、最近目についたことといたしまして、これは前から問題になっておりますが、石油基地のありまるところにつきまして、これは御存じのとおり、揮発油税、これは国のほうへいつてしまふわけでありまして、市としては固定資産税、法人市民税ということしかありませんから、あれですが、具体的に塩釜なんかにいきましたら、あれほど大きな石油基地がありまして、それらに対する消火施設、いろいろな施設をしなければなりません。もちろん企業体としまして、今度三億ばかりかけていろいろな設備を、防災体制を整えるようであります。しかし、町にああいう大きな石油基地ができますと、消防体制につきましても、人員から設備から、いろいろな体制を整

えなければなりません。さらには、塩釜はすぐ近くに浅海漁業がありまして、この漁業を守るために、オイルフェンス等、相当市として持たなければならぬ。ですから、工業化され、都市が発展するということとかけっこうなことでありますけれども、それに伴う、特に石油基地のように、防災体制というのは相当お金がかかりますし、消火艇、化学消防車、こういうものを合わせますと固定資産税や法人市民税ではとてもまかない切れません。揮発油税は塩釜では大体二百二十億ぐらいですが、そっくり国のほうにいつてしまふ。やはりこれだけのものを設備するには相当なお金がかかるわけでありまして、国としても、そういう大きな規模のものについては特段の配慮をしなければならぬんじゃないか。詳しいいろいろなデータはございませんが、きょうは時間もありませんで、大ざっぱな、ざっぱな話で申しわけありませんけれども、非常に三十年代、四十年代初めと違つて、最近企業が大型化しつた。特に防災体制という、自治体としましてそれに対応する防衛手段をとらなければならぬものが非常にあります。こういうものに対して、国としまして十分な措置を講じてあげなければ、またそれ相応の見返りを見てあげなければ、十分な防災体制がでないのではなか。これはまあいろいろのこととございすが、ひとつ、この問題について自治省としてどうお考えになつていらつしやるのか。財政面でいろいろな措置をやはり講ずべきだと私は思いますけれども、この点についてちょっとお伺いしたいと思つてます。

やはり、企業自身におきまます防災あるいは災害発生時の防衛体制というものを整備をしてもらう、これがまあ企業自身の責任と負担においてなすべきことは当然でございますけれども、自治体サイドにおきまして、これは消防関係の各種の助成、こういったものと相まちまして、私も、現在の消防費の基準財政需要の算定におきましては、やや画一算定に流れる面もあるかと思つてます。そういう特殊な要素のある面におきましては、地方債なりあるいは特別交付税等なり、そういったものもあわせて万全の措置を講じてまいつております。今後また、実情に即してそのことを高めてまいりたい。塩釜市の事例、私ここに資料持つてまいつておりませんが、よくその御趣旨を体しまして、実情に即した措置を講じてまいりたい。お約束を申し上げたいと思つてます。

○藤原房雄君 いま、非常に前向きなお話いただきましたが、やはり、目に見えないいろいろなことがございまして、職員をふやす、地域の危ないところはどけなきゃならない。それで四十八戸建てかえたとか、それからタンクローリーの通る道路を二本つたとか、こういうことで、ここに大きな企業が――企業にもよるわけでありすけれども、特に石油基地のようなものが参りますと、たいへんな財政負担になる。この点は特交という考え方もありすが、やはりこれはきちつとしたもので措置してあげるべきじゃないかと、こう思うわけですが。

それから、このように地方自治体の財政的な問題を考えますと、やはりこの企業誘致、それから開発、こういうものをどうしても市としては前向きで考えなきゃならない。そこに、開発と環境保全ということがどうしても起きるわけでありす。これは、十分な国の財政措置が講じられたからそれで解決するという問題では決してないと思つてますが、町が少しでも発展をするということのためにはやはり開発を進めなきゃならない。この自然を保護する、環境を保全するということが、開発

○政府委員（鎌田要人君） 御指摘の点、そのとおりであらうと思つてございまして、これは私もものほの消防庁の所管にもわたり、あるいはまた、通産省のその他の所管にもわたるわけでございますが、やはり基本的には、そういう石油基地がある、そのためのやはり住民の不測の災害を防止する、あるいは不幸にして災害が発生した場合に、緊急に適切な措置を講ずる、こういう体制をつくつておくことが必要でございますので、

や、企業自身におきまます防災あるいは災害発生時の防衛体制というものを整備をしてもらう、これがまあ企業自身の責任と負担においてなすべきことは当然でございますけれども、自治体サイドにおきまして、これは消防関係の各種の助成、こういったものと相まちまして、私も、現在の消防費の基準財政需要の算定におきましては、やや画一算定に流れる面もあるかと思つてます。そういう特殊な要素のある面におきましては、地方債なりあるいは特別交付税等なり、そういったものもあわせて万全の措置を講じてまいつております。今後また、実情に即してそのことを高めてまいりたい。塩釜市の事例、私ここに資料持つてまいつておりませんが、よくその御趣旨を体しまして、実情に即した措置を講じてまいりたい。お約束を申し上げたいと思つてます。

○國務大臣（江崎真澄君） すでに、国税の自然増は大幅な伸びを示しておるわけです。したがって、この九百五十億は、これはもう決算時において当然解消されるというふうに私も確信を持つた次第でございます。その点は御心配はないものというふうに思いますが、これは四十六年度のような不況対策として四十七年度に特例措置をとつた、そのまた急激な変動を避けるために、

えなればなりません。さらには、塩釜はすぐ近くに浅海漁業がありまして、この漁業を守るために、オイルフェンス等、相当市として持たなければならぬ。ですから、工業化され、都市が発展するということとかけっこうなことでありますけれども、それに伴う、特に石油基地のように、防災体制というのは相当お金がかかりますし、消火艇、化学消防車、こういうものを合わせますと固定資産税や法人市民税ではとてもまかない切れません。揮発油税は塩釜では大体二百二十億ぐらいですが、そっくり国のほうにいつてしまふ。やはりこれだけのものを設備するには相当なお金がかかるわけでありまして、国としても、そういう大きな規模のものについては特段の配慮をしなければならぬんじゃないか。詳しいいろいろなデータはございませんが、きょうは時間もありませんで、大ざっぱな、ざっぱな話で申しわけありませんけれども、非常に三十年代、四十年代初めと違つて、最近企業が大型化しつた。特に防災体制という、自治体としましてそれに対応する防衛手段をとらなければならぬものが非常にあります。こういうものに対して、国としまして十分な措置を講じてあげなければ、またそれ相応の見返りを見てあげなければ、十分な防災体制がでないのではなか。これはまあいろいろのこととございすが、ひとつ、この問題について自治省としてどうお考えになつていらつしやるのか。財政面でいろいろな措置をやはり講ずべきだと私は思いますけれども、この点についてちょっとお伺いしたいと思つてます。

○政府委員（鎌田要人君） 御指摘の点、そのとおりであらうと思つてございまして、これは私もものほの消防庁の所管にもわたり、あるいはまた、通産省のその他の所管にもわたるわけでございますが、やはり基本的には、そういう石油基地がある、そのためのやはり住民の不測の災害を防止する、あるいは不幸にして災害が発生した場合に、緊急に適切な措置を講ずる、こういう体制をつくつておくことが必要でございますので、

や、企業自身におきまます防災あるいは災害発生時の防衛体制というものを整備をしてもらう、これがまあ企業自身の責任と負担においてなすべきことは当然でございますけれども、自治体サイドにおきまして、これは消防関係の各種の助成、こういったものと相まちまして、私も、現在の消防費の基準財政需要の算定におきましては、やや画一算定に流れる面もあるかと思つてます。そういう特殊な要素のある面におきましては、地方債なりあるいは特別交付税等なり、そういったものもあわせて万全の措置を講じてまいつております。今後また、実情に即してそのことを高めてまいりたい。塩釜市の事例、私ここに資料持つてまいつておりませんが、よくその御趣旨を体しまして、実情に即した措置を講じてまいりたい。お約束を申し上げたいと思つてます。

○藤原房雄君 いま、非常に前向きなお話いただきましたが、やはり、目に見えないいろいろなことがございまして、職員をふやす、地域の危ないところはどけなきゃならない。それで四十八戸建てかえたとか、それからタンクローリーの通る道路を二本つたとか、こういうことで、ここに大きな企業が――企業にもよるわけでありすけれども、特に石油基地のようなものが参りますと、たいへんな財政負担になる。この点は特交という考え方もありすが、やはりこれはきちつとしたもので措置してあげるべきじゃないかと、こう思うわけですが。

それから、このように地方自治体の財政的な問題を考えますと、やはりこの企業誘致、それから開発、こういうものをどうしても市としては前向きで考えなきゃならない。そこに、開発と環境保全ということがどうしても起きるわけでありす。これは、十分な国の財政措置が講じられたからそれで解決するという問題では決してないと思つてますが、町が少しでも発展をするということのためにはやはり開発を進めなきゃならない。この自然を保護する、環境を保全するということが、開発

○政府委員（鎌田要人君） 御指摘の点、そのとおりであらうと思つてございまして、これは私もものほの消防庁の所管にもわたり、あるいはまた、通産省のその他の所管にもわたるわけでございますが、やはり基本的には、そういう石油基地がある、そのためのやはり住民の不測の災害を防止する、あるいは不幸にして災害が発生した場合に、緊急に適切な措置を講ずる、こういう体制をつくつておくことが必要でございますので、

や、企業自身におきまます防災あるいは災害発生時の防衛体制というものを整備をしてもらう、これがまあ企業自身の責任と負担においてなすべきことは当然でございますけれども、自治体サイドにおきまして、これは消防関係の各種の助成、こういったものと相まちまして、私も、現在の消防費の基準財政需要の算定におきましては、やや画一算定に流れる面もあるかと思つてます。そういう特殊な要素のある面におきましては、地方債なりあるいは特別交付税等なり、そういったものもあわせて万全の措置を講じてまいつております。今後また、実情に即してそのことを高めてまいりたい。塩釜市の事例、私ここに資料持つてまいつておりませんが、よくその御趣旨を体しまして、実情に即した措置を講じてまいりたい。お約束を申し上げたいと思つてます。

といううらはらな問題、これはどこにでも起きて
いる問題であります、最後になります、きよ
うのニュースに出ておりましたけれども、北海道
の伊達の火力発電所の問題、今日までいろんな経
緯があったわけですが、きょうも強行着工
ということ、地元ではたいへんな問題になっ
ております。これは地方交付税とは直接関係のない
ことかもしれませんが、大臣は開発庁長官でもこ
ざいますので、北海道に起きた問題で非常に重要
なことでもございます。今日までいろんな話し合
いがなされてきたことも事実であります、しか
し、まあその話の内容ということになりまして、
いろんな問題があるようです。いろんな既成事実
をつくりながら、やはり最近、大臣もよく御存
じのように、一漁師といひましても、公害のこと
には非常にくわしく、いろんなところを視察して
非常に勉強しております。ですから、通り一ぺん
なことでは納得しないわけですね。農家の方もも
ちろんです。ただ、その反対のための反対とい
うことではなくて、やはり自然を守らなければなら
ない、自分たちの生活権を守らなければならな
い。私ども何度か行つて、あの漁師の方々とお話し
ましたけれども、非常に勉強しております、そ
の人たちの納得させるには相当な話し合いがなけ
ればならないし、高度な知識もなきやならないと
いうことを私非常に感じておりますけれども、不
幸にしてきょうああいう事態に立ち至りました。
これはいままで、静かな、そしてまた大きな自然
に包まれておつた北海道にとうとうああいう事態
が巻き起きたので、非常に残念に思つておるわけ
ですけれども、これは直接関係ございませんで申
しわけないのですけれども、大臣の所見、それか
らまたこれに対するお考え、ちよつとお伺いた
しまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

海道自体の電力不足が非常に深刻なものになる。
これから苦小牧東部開発であるとか、大規模なプ
ロジェクトが推進されるわけでありますが、そ
れ自体じゃなくて、もう現在すでに不足を来し
ておる、深刻な状況になる、どうしてもやらなけ
ればならぬということ、ここに踏み切つたよう
に聞いております。

それから、御承知のように、この伊達火力の存
在をする自治体において首長選挙が行なわれまし
た。その首長選挙は、火力発電所建設反対、これ
が一つのテーマになつて争われたわけですが、こ
れは圧倒的に建設推進の主張のほうが勝つたとい
うような背景もあるわけですね。したがつて、ど
うしてもやらなければならぬ。では、きょうなぜ
やつたのか、いかに、形としては強行とい
う形は決つていひものとは思ひませんが、何でも、
十五、十六日と札幌でお祭りがあるそうです。そ
うなるといふと、警備のほうの警察官もそちらの
ほうにどうしても手をとられてしまふ。そうや
つて数えていくと、もうこの日しかないというや
うなことがあつて、きょう踏み切らざるを得なかつ
たといふような話も聞きました。それから、衆議
院側ですか、何でも漁業補償の問題について、漁
業のこうむる被害状況の視察が明日はあるそう
です。したがつて、そういった面においても、当然
国会でも配慮をしておられますし、同時にまた地
元側としても、これはやはりこの火力発電所ばか
りじゃなくて、御承知のとおり、大夕張の炭鉱
閉山問題があるわけですね。そこで北海道としては
石炭による火力発電所の経営といふものを推進さ
れたい、こういった、これは超党派の要望もある
わけでございます。そうなりますと、この
伊達火力は重油によるわけでありまして、石
炭を燃料とする火力発電所の建設方途などと
からみ合わせまして、どうもこの際これはやむを
得ないのではないかと。御承知のように、今国会に
は、通産省から電源開発に伴う周辺整備法とい
うものが出来ております。決してこの法律だけに

よつて十分の措置がとられるとは思ひませんが、
これを契機にして、電源開発地域の環境整備に万
全を尽くすことができるような、政府としてもあ
らゆる措置をとつてまいりたいといふふに思つ
ております。どうも強行といふことばの含みあり
方、これなど、はなはだ好ましくありませんが、
以上申し上げたような、何とも必要やむを得ずと
いう場面であるという点などにもひとつ御考慮を
いただきまして、御了解をお願いしたいと思います。
○藤原房雄君 いまのお話わかりました。わかり
ましたというか、大臣のおっしゃることわからな
いわけではありませんが、最初私申し上げました
ように、最近、非常に地域住民また農業者、漁業
者は、公害の問題についてはたいへんに勉強して
おりまして、北電との話し合いも何度か持ちまし
た。北電としては、そういう既成事実をつくら
話し合ひしたのだといふことのためにやつた、私
らはそう悪くは考えたくないのですけれども、話
のいろいろ内容を聞きますと、非常に話が進展し
ないといふか、説明も説明不足で、同じことを繰
り返して、先ほど大臣のおっしゃる通りに、必要
性だけを強調するといふことでして、それじゃ漁
民の方々は納得しない、現代ではもう相当な知識
を持つておりますから。これは何から何まで円満
解決で納得するなどといふことはむずかしいこと
だと思ひますが、漁師の方なんていつても、非常
に深い知識を、自分たちの生活権を守るために
勉強しておるといふことですね。それに對して
話しするに、相当な、こつちも説得するだけの
ものがなければならぬといふことで、とおり一
べん、ただ必要性を強調するといふことだけでは
ものごとに進まない。ですから、四回話し合ひし
たといふことになつておりますけれども、話の内
容といふものはあまり進展のない話であつたとい
う。

問題についてもひとつ積極的な解決の方途を――
大きな立場で、電源開発はどうあるべきかとい
う大きな問題については今後議論されることだと思
ひますけれども、当面することとしまして、開
発庁長官という立場で、ひとつ深い認識をお持ち
になつて解決の方途に御努力いただきたい、こ
う思ふのです。

○国務大臣(江崎真澄君) 承知いたしました。
○河田賢治君 時間ございませぬし、きょうこ
を終わつてから省に抗議に行かなければならぬ。
それだけに、簡単に質問をしますが、答弁も簡潔
にしてください。

たくさん問題はあつてくれけれども、一応、他
の同僚委員からも、今度の地方財政計画並びに交
付税問題については質問もありましたので、でき
るだけそういう面は省略してまいりますが、最近
交付税によつて減収を補てんするといふ措置です
ね。たとえば、いろいろ法律ができて、産炭
地あるいは低工とか、新産都市、工特法ですか、
近畿圏、中部圏、首都圏あるいは過疎、さらには
昨年は工業再配置、こういうものができて、そ
うしてこれらの地方税の減免をする場合にその補
てんをする。固定資産税なりあるいは不動産取得税
等々の地方税の減免をこの法律がうたうと、これ
を交付税によつて補てんをするといふことにな
つたですね。ところが、本来、交付税といふのは、
国が今日では三二兆を下へおろすといふことにな
つてゐる。そうすると、これは結局、補てんさ
れた分は特別にこへみやらなければならぬとい
ふことになつてゐるのですね。そうすると、地方とし
ては三二兆を確実にもつたことにならぬわけ
ですね。これは自治省の資料を見ましてもだんだん
ふえてきてゐる。昭和四十六年にいろいろ法律
で約七十四億、四十七年で八十三億にふえてゐる。
特に工業再配置なんかは、あの日立あたりが亀有
から移つたという、これは土地が非常に高く売れ
るわけですね。そして国からの一定の財政の補
助をもらつて移転します。移転先で、この三年間
なり、固定資産税その他のいろんな減税の特典を

それから、漁民といへども、これ、北海道民で
もございます。企業の側の論理といふものもよく
わかりますけれども、やはりそこで永年営まれて
きた漁業者の立場もまた十分に推察し、それらの

問題についてひとつ積極的な解決の方途を――
大きな立場で、電源開発はどうあるべきかとい
う大きな問題については今後議論されることだと思
ひますけれども、当面することとしまして、開
発庁長官という立場で、ひとつ深い認識をお持ち
になつて解決の方途に御努力いただきたい、こ
う思ふのです。

ができたと思うんです。いま大体どのくらいの自治体が、これ、参加していますか、ひとつ。

○政府委員(鎌田要人君) 四十七年度におきましては設定を完了いたしまして、三百二十九圏域でございますが、全国の三千二百七十七市町村のうち、約九割でございます二千九百二十市町村が広域市町村圏に属するというに相なっております。

○河田賢治君 たとえば近畿圏とか、それから中部圏ですか、それから首都圏、こういうところの圏の中と、この市町村圏とはダブっているようなところはないんですか。これはダブっているところもあるんですか。

○政府委員(鎌田要人君) 大都市周辺の市町村につきましては、もともと、広域市町村圏が、どちらかと申しますと、過疎あるいは過疎と過密地域との中間にございますような、そういったところにおきます市町村行政の広域的な処理ということとをねらいいたしておりますので、大都市周辺地域というものはこの対象からはずれておる、こういうことでございます。

○河田賢治君 京都などで、きのう電話で聞いたんですけれども、近畿圏経済にも入らずに、ちょっと滋賀県寄りにくつとその地域だけが出っぱっているわけですね。ところが、郡も違いますが、奈良県、三重県なんかは境を接したところは——相楽郡と申しますが、ここはようやく去年ですか、広域市町村圏をつくったらしいんですね、非常におくれていましたけれども。そうすると、これにも、どうもどっちにも入らぬというような町が、一つびよんと、山間の中にある町ですけれども残るわけですね。こういうような場合はどうなっているんです。

○政府委員(鎌田要人君) 相楽郡におきましては、相楽地区といたしまして七市町村でございますが、……。

○河田賢治君 それはいいんですわ、全部入っているんですから。片っぱうは綴喜郡なんですね。○政府委員(鎌田要人君) 綴喜郡の場合でございます

ますれば、これは実は行政局のほうでやっておりますので、私から答えますのはやや越権かと思いますが、大都市周辺、むしろ、京都市と一体となって行政を進めていく、こういうことで対象になつておらないんだらうと思います。

○河田賢治君 そこは京都市からだいぶ離れておりまして、宇治の近くなんですけれども、山も越えていかなきゃならぬ。近畿圏整備にも何か入っていないかな——半分入っているようなことを言っていましたけれども、ややこしいんですが、いずれにしましても、そういうところが、今日広域市町村圏を自治省のほうで進められても取り残されているところがあると思うんです。だから、どこでも、そこに予算がくれば市町村としては少しでももらいたいわけでしょう。そういう問題が一つあるということ、それから、この広域市町村圏は、早くできたときでも、あとからく最近できたものでも、大体同じ趣旨の、つまり事業費ですか、これは出されるわけなんですか。そして、これは三年と聞いておるんですが、あとからできて、三年たてば一応これはそれで終了ということになるんですか。

○政府委員(鎌田要人君) 広域市町村圏に對する交付税上の措置といたしましては、おおむね、一圏域三億四千万程度のものを基準財政需要に見込んでおるわけでございますが、これは一応充足、設定後三年ということでもまいりましたけれども、非常に、てまえみそでございますが、評判がよろしゅうございまして、なおやりたい施設や事業というものが多く、こういうことでございまして、三年で打ち切ることにつきましては市町村のほうから非常に強い異論がございまして、これは当分継続をいたしたい、三年ということにかかわりなく、継続をして基準財政需要に算入をしてまいりたいというふうな考えをしております。

○河田賢治君 いま、非常に自信のあることばで——これはこの間の新聞にも出ておりました。建設省が生活圏というふうなものをつくっている、これはちつとも金出さぬものだから、なかなか

かこれがまとまって何の効果もあげてない。自治省のほうは若干の金を出しているから、これに、みなこのえきに飛びついていて、大体少しでも自治体のほうでこういう仕事をやるというふうにも、ちゃんと新聞にも出ております。

しかし、この広域市町村圏の一つのモデルといわれた地域ですね、これは埼玉県の秩父地域ですね。まあしかし、これは自治省においてもモデル圏域とされてきたらしいんですけれども、しかし、こゝでやはり一番——昭和四十五年から六十年間まで、若干これは古いので、あとで直していると思うんですけれども、総事業費が、道路が百十六億ですか、しかし、これも全体のいわゆる広域圏の仕事をする中で比率は約七〇%を占めている。だから、大体が道路なんですね、いまのところは。そして若干屎尿処理とか、あるいはごみの収集といふことをやっておりますけれども、その屎尿処理なんかも、これは民営にだんだん移っているというんですね、民営に。そして組合の現業職員を一人当たり四百八十万円程度の退職強制金で民間へ身分を売っている。さらに、最近では、また秩父市長の案として、民間への——清掃ですね、これなんかも民間へ移そうとしている。こういうふうにして、できるだけ地方自治体が広域市町村圏をつくりましても、安上がり、しかもほんとうに労働条件なんかもう何ら顧慮しないような使い方をすること、企業に下請させる、あるいはそれに委託さしてしまふ、あるいはそれにまかしてしまふ、こういう傾向が出てくるわけですね。これ、ちょっと略図なんかもありますけれども、どういふところでめしを食べているとか、ストロブがどこにあつて、それからまたドラムかんがストロブで、大小屋がそばにある、その横のほうに職員がいますわって食事をするというようなことも出てくるわけですね。これがモデルなんですね。そして、その地域では、教育の総合センターをつくるということでもこれは非常に金がかかってたまらぬということ、各地方自治体の教育関係当局者もかなり反対しておる。ですから、

広域市町村圏——これはあとの法案にもありますけれども、要するに、こうして自治省が若干の金を出して、そして道路の整備その他をやるうとして、結局、道路なんというものは日本全体です。過疎であらうと、あるいは過密のところであらうと、市町村道というものは——市はだいたいそろっていますけれども、町村に行きますと、まだまだいゆるひどいものなんですから。ですから、こんな特別なそういうことを名前をつけてやつて、しかも地方自治はだんだんと下請に、民間委託型の地方自治体がつくられていくようなことは、これは決して好ましいことでは私はないと思うんです。この辺は、広域市町村圏はこれからおやりになるそうだし、それからまた市町村連合なんかの法案もかつて出、いま、この国会にも出されてくることですから、一応こういうことがあるということ、十分私は実施当局は知るべきだと思つて、モデル地域だと言われているのですから。これは月刊の「自治研」の一九七三年五月号に出ています。これは大学の先生がちょっと書いておられますがね。

私は、そういう点で、とにかく、あまりに交付税の運営については、この第三条の二項「国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない」と、こういうことがあるわけですね。なるほど交付税としていくときにはないでしょうけれども、しかし、その算定の基礎などは、そしてそれが地方自治体においてくるときには、これはもう当然使途が限定されるわけですね。だから、この間、地方財政調査会でも、ある地域の町長さんでしたか、あの地方財政の、今度のいわゆる単価ですね、経常費並びに投資等々の、あれによって、地方自治体の中の部局が、それぞれ、自分の予算はこれだけもらわなきゃならぬということ、その村として統一的に、しかも重点的な施策をやるのがなかなかやりにくくなつてきているといううなことをお話しになったことがあります。これは個人的にやっておりますがね。ですから、一

面においては、なるほど算定してこれはやらなければなりませんけれども、そして表向きは、交付税としてこれは自主的に使用できるということになっておりまうけれども、しかし、この算定があまりにふやふやになりまうと、非常にやばい地方自治体自身も困るような問題ができてくるわけですね。だから、この点は、私はもっとこれからの交付税の運用については相当自治省も考えるべきだと思ふわけです。

そこで、もう一つお聞きしますが、一九七一年ですね、このころに地方財政の長期ビジョン、財政運営の計画化というようなことで、ある論文を書いておられる。最近、自治省のほうで、大都市周辺の十萬都市を一応調べて、そして現在これらの周辺の都市で、現状と、それからこのくらいはなぐちやならぬという目標水準をお立てになって、いま検討中だそうですね。で、これによりまして、あまり時間がありませんから何ですが、若干数字を出さしてもらいますと、たとえば幼稚園が、現状は十、目標水準が二十四、そうすると現在の充足率は四一・七％。小学、中学、ずっとあります。公民館なんかは、現状が八つで、目標水準が十三だと、だから充足率は六一・五％だと、こういうこともあります。保育所、現状が十である、目標水準が二十四である、そうするとこの充足率は四一・七％、こういうようになる。あるいは上水、これは充足率だけ言いますと九二。下水道になりまうとわずかに一％。屎尿処理が八〇％。それからごみ処理が八七％。こういうふうな幾多の——自治省自身お調べになって、いま検討中だと言われております。ですから、これはまあ十萬都市です。から、十萬都市でも、このように、非常に一般的に言ったら生活水準あるいは文化的な施設、そういうものが非常に欠けているというところは言われる、これでもわかるわけですね。いわんや町村の小さな人口を持つところにいけば、これはもうお話にならぬような状態が多いわけですね。ですから、こういうものについて、やはり今後、經常費あるいは投資、これらのものをもうちょっと根本的に、

少なくともこのビジョン——これはビジョンというほどのものじゃないですね。大体において、現状にあって、ややこらを手直しすべきだという程度の、いわゆる目標水準が書かれているわけですね。ですから、そうなる私たちは、この地方交付税の内容、配分の内容などについて、もう一度考え直すべきじゃないか。単に現状をつらつら投資係数をふやすとか、あるいは補正でいろいろ国の要請に応じてこれをやっていくというふうなことだけでなくて、やはりある程度、現状でもこの程度のことではあるのだというところを示して、少なくとも三年なり五年なりの計画を持って、そうしてこのような程度のものを各地方自治体につくらせていく、こういうような方向を私は出すべきじゃないか、というように考へるわけです。この点について、ひとつ大臣のお答えを願って、私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(江崎真澄君) いま御指摘の問題は、十萬都市における生活環境をどう整備していくか、まあいわゆる快適な近代生活を続けるためにはどうしたらいいのかという一つの水準を、昨年自治省が財団法人日本都市センターに研究を委託しまして、そこでその報告書を得たと、それがいま御指摘のものでございまして。自治省としましては、やはり一つの基準といえますか、そういうものを示していくことが大切でありまして、まあ本年度においても、地方財政の動向予測調査、これはまあこの委員会でもしばしば問題になります。財源問題等をひくくする、そういう調査をやっておるわけでありまして、御趣旨の存する点は十分含みまして、今後もうこういった調査を続け、自主的に地方公共団体が、一つの基準は示しますけれども、それに合わせて創意工夫をもつて立ち上る今後のビジョンというものを、また地方においてもつくっていただくというふうなことで、調和させてまいりたいと思ひます。

○委員長(久次米健太郎君) ほかには御発言もなければ、地方交付税法の一部を改正する法律案に対する質疑は結局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(久次米健太郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより地方交付税法の一部を改正する法律案の討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○神沢清君 私は、日本社会党を代表して、地方交付税法の一部を改正する法律案に反対の意思を表明するものであります。

反対の理由の第一点は、地方交付税総額確保のために地方交付税率を引き上げていないことである。

改正案は、昭和四十九年度の交付税総額に算入されるはずの四十七年度分の精算額を引き当てる四十八年度において九百五十億圓を借り入れ、同年度の交付税総額を増額せんとしておりますが、そもそも四十七年度の地方財政は、当初において、一般会計からの繰り入れ、借り入れ金、地方債の増発等を合わせて約八千億圓の臨時措置をとらざるを得ない状況にあったことは周知のとおりであります。

本来、地方交付税総額は、正確な収入見積もりを基礎に決定し、借り入れ金、地方債などは極力押えるべきところを、多額の精算分を出すような措置をとることはどうしても納得しがたいところでありまして。しかも、昭和四十七年度の地方交付税総額を景気の回復に合わせて目一ぱい見積もったとしても、この額が地方の現実の財政需要をどううてい充足させるものではないことは言うまでもありません。このような事情は、昭和四十八年度においても同様であり、したがって、地方交付税率をこのまま放置するならば、新たな借り入れ金九百五十億圓を別にしても、すでに借り入れ金は二千八百億圓にものほり、それはますます増大していくものと思われ、ひいては地方交付税制度の

財源保障機能をそこなうことになると思ひます。今回の改正案が、交付税率の引き上げについて何ら措置していないことは、はなはだ遺憾とするものであります。

反対理由の第二点は、従来の国の成長型経済政策の転換がなされておらず、したがって、これと同一歩調に立っている地方財政計画、この計画のもとにつくられた基準財政需要額の算定方法も、住民福祉を軽視していることである。

地方財政計画の歳出構成を見ますと、かつて政府が高度成長政策を標榜していた当時と、基本構造において何ら変わりがないのであります。このことは、現在民間における激しい設備投資によって景気が過熱し、インフレが高進し、そのため生活関連公共施設が停滞をしていることによつて、現実には裏づけられているところでありまして。一体これで、民間部門から公共部門への資源配分などということが行なわれているというのであります。さういふか。地方交付税制度が政府の成長政策を下ささしている姿は、今回の改正案によつても、全くと言ってよいほど改められていないのであります。

反対理由の第三点は、地方交付税の基準財政需要額の算定方法、単位費用の決定が、地方団体の財政需要の実態を全く無視している点であります。今日、地方団体は、居住環境の改善を求める住民の要求にこたえて独自にいろいろな施策を行なっております。道路行政の一つをとってみてもしかりであります。国から見ても、幹線道路は車を通す手段にすぎないけれども、地域住民にとつてみれば、それは環境破壊の主因であります。国は車を通す道路事業費しか考えず、基準財政需要額においてもその範囲の費用しか見ておらないため、自治体が真に住民の要求にこたえようとするれば、膨大な費用負担が伴うのであります。一体、こうした費用をだれが負担するというのでしようか。また、さきの春闘の結果から見ても、今年の人事院勧告に伴う地方公務員の給与のアップ率は、一五％に達することは必至であります。し

かるに、基準財政需要額に算入されているのはわずかに八割。これでは、あまりに実情を無視したものであると言わなければなりません。

反対理由の第四点は、いわゆる超過負担の解消が少しも前進していないことである。

この超過負担の問題は古く、年々解消措置を講じ、自治省の説明によれば、四十六年でそれは解消されなければならなかったはずであります。しかるに、その解消措置が講じられていないままに、自治体は、膨大な超過負担の存在に怨嗟の声を上げていた状態でありました。なるほど、本年度の各省予算には、若干の超過負担解消のための費用が繰り込まれておりますが、この程度の措置では、最近の物価上昇の現況から見て、焼け石に水であることは明らかであります。

最後に、政府の経済見通しの誤りと、財政政策の失敗について指摘したいと思ひます。

最近の国の租税収入の状況によりますと、国税の剰余金は六千億円以上に達し、いわゆる国税三税も五千数百億円の自然増収が決定的といわれています。これを基礎に地方交付税額を算出すると、約千七百億円になります。つまり、四十七年度に地方に交付される千七百億円が交付されず、おあずけの状態になるわけでありました。これは巨額の精算額を出すことは前例のないことであります。

地方交付税が地方自治体の固有の財源であること、地方財政の計画的運営を推進する役割りを果たしていることなどの趣旨から見て、まことに不適当なことと言わなければなりません。

政府にこの際強く反省を求め、反対討論いたします。

○寺本広作君 私は、自由民主党を代表して、本法律案に賛成の意を表するものであります。

本法律案の内容は、基準財政需要額の算定にあたり、市町村道、公園、下水道、清掃施設等、生活関連公共施設の整備を推進するため、単位費用等の改定を行なうこと、老人医療の公費負担制度の実施、児童手当制度の充実、社会福祉施設の整備等に要する経費の増額をはかること、公害対

策、交通安全対策及び消防救急対策に要する経費を充実することなどの所要の措置とあわせて、これらの措置の実施に必要な財源として、昭和四十七年度分地方交付税の精算見込み額を引き当てるに、九百五十億円を借り入れて、普通交付税総額を増額しようとするものであります。

昨年度、すなわち、昭和四十七年度の当初の予想では、わが国経済の見通しはきわめて暗く、地方財政についても、昨年度は、約八千億円に近い国の援助措置が講じられたのであります。したがって、これらの措置が打ち切られる昭和四十八年度の地方財政についても、相当の国の援助措置がなくては、その運営が困難であると憂慮されていたのであります。幸い、その後のわが国の経済の足取りは著しく好転し、地方財政の収支見込みも明るくなったのであります。一方において、立ちおくれしている生活関連公共施設の整備、社会福祉の充実等は、当面の急務となっており、このため、国としても、大幅に増大する地方経費に對し、特段の措置を講ずる必要があるものであります。

本法律案は、以上のような地方財政の事情を考慮し、昭和四十九年度において地方交付税に算入される昭和四十七年度の精算見込み額を、実質的に、昭和四十八年度に繰り上げて交付し、旺盛な地方の財政需要に對処しようとしているのであります。また、単位費用の改正等、基準財政需要額の算定基礎にかかる改正は、福祉重視の国の施策とその基調を一にするものであります。これらの改正内容は、いずれも地方財政の当面の対策として適切で必要な措置であります。

以上の理由をもちまして、私は本案に賛成の意を表するものであります。

○上林繁次郎君 私は、公明党を代表し、地方交付税法の一部を改正する法律案に對して反対をいたします。

地方交付税制度につきましては、公明党は、現行制度が社会経済情勢の激しい変化に對応できない欠点があること、地方の一般財源を安定的に保

障する制度として不適当であることなどを理由として、制度の基本的改正を求めてきたのであります。

すなわち、地方交付税は地方自治体の固有財源であり、かつ、急増する地方の財政需要を充分満足させるものでなくてはならないという立場から、地方交付税率の引き上げ、特別会計への直入方式の導入、地方自治体の手による年度間調整制度の確立、市町村に對する配分の強化などを、主要検討項目として主張してまいりましたのであります。

しかるに、政府は、制度の基本に触れず、毎年のように特例措置を繰り返すにとどまり、今回の改正もまた、相も変わらずその場しのぎの改正に終わっているものであります。これでは真の地方財政の発展は望めません。

地方自治の振興が、独立かつ安定した財政基盤の確立に基礎を有することを考えるとき、この点政府の強い反省を求めざるを得ません。これが、反対理由の第一点であります。

次は、政府の経済見通しの誤りが、地方財政にきわめて悪い影響を与えていることについて指摘したいと思います。

すなわち、今回の改正案では、四十八年度の交付税会計において九百五十億円の借り入れを行ない、四十九年度に返還することになっております。これは、四十七年度の補正予算後の税の自然増収と、これに基づく交付税の精算分を予定して行なわれた措置であります。現在判明したところでは、三税の増収額はさらに増加して、最近では五千数百億円にふくれ上がったこととあります。そして、この三税に見合う交付税額は、約千七百億円に達するのであります。このような膨大な精算分が出ることは、かつて例のなかったところでありました。つまり、国の租税収入の過少見積もりから、本来四十七年度に配分されるべきものが、一部は借り入れ金という形で四十八年度の交付税となり、残りは二年後までおあずけになるわけでありました。

なつたことは、地方自治体にとってはきわめて迷惑なことであると言わなくてはなりません。

しかも、このような政府の経済見通しの誤りを前提にして立てられた国の財政政策が、今日の悪化したインフレ経済となり、土地、建築資材等の物価の値上がりをも招き、回り回って、地方自治体が実施する生活関連施設の整備の停滞をも招来したことを考え合わせますと、政府の責任はいよいよ重大と言わなくてはなりません。これが反対の第二点であります。

次に、地方債についてであります。

昨年度に引き続き、地方債に対する依存度は依然として高く、また内容的には、条件の悪い縁故債への依存傾向は解消しておらず、今後の地方財政をますます圧迫する要因となっております。したがって、今後においては、地方債に依存することを極力避け、地方交付税等一般財源を強化するとともに、必要やむを得ず地方債を発行する場合は、政府資金を拡充して実施すべきであると思ひます。これが反対理由の第三点であります。

最後に、地方自治体の先行行政に要する費用が地方交付税制度の中で十分見られていない点について特に言及しておきたいと思ひます。

現在の制度では、標準税収入に對し、府県二〇％、市町村二五％がいわゆる自主財源となっており、これが自治体、特に財政力の弱い地方自治体にとって、自主財源としてはきわめて不十分なものでありました。また、基準財政需要額の算定方法が国の施策に追隨しているため、先行的自主行政に必要な経費が算入されておられません。

児童手当にしろ、老人医療の無料化にしろ、地方自治体が常に国に先がけて実現し、国がそのあとからおくられて実施に踏み切ったものであります。自治体の自主行政が尊重され、また、自治行政の多様性が望まれている今日、現在の交付税制度がこのような観点に立つて制度化されていないことは、はなはだ残念であります。この点は、最初に述べた反対理由の第一点に関連するところであり、地方自治のあり方が基本的に問われている

る時期でもありますので、特にふえんして申し上げておきたいと思ひます。

以上、おもった点を指摘し、反対討論いたします。

○中村利次君 私は、民社党を代表して、本法律案に対し、反対の討論を行ないます。

反対の第一は、第十五次地方制度調査会の答申も指摘している交付税率の引き上げが今回行なわれなかったことでもあります。

四十八年度の地方財政は、老人医療の無料化、児童手当の拡充など、社会福祉制度の充実をはじめ、上下水道、公園、清掃施設等、国民福祉の向上に必要な生活環境施設の整備や、国民のための列島改造事業の推進など、大幅な支出増に迫られているのが現状であります。さらに、義務教育教員の給与改善をはかるなど、これが平年度化に伴う地方負担は、将来膨大な額にのぼることは必至であり、この際、長期的な財政需要と、これに対応する財源確保の方策として、交付税率の引き上げを含む抜本的な地方財政対策を講ずべきであるのに対し、借り入れと地方債による財源対策がとられたことは、今後の地方財源確保に大きな問題を残しており、きわめて遺憾なこととして賛成いたしかねるのであります。

反対理由の第二は、地方債計画に占める政府資金の割合がここ数年著しく低下していることでもあります。

四十八年度の地方財政計画は、大型福祉財政をまかなう財源として地方債に一そう依存する方向を示しており、歳入全体に占める割合も七・四％と、四十五、四十六年度の四％台に比べると一段と高まっているのであります。そうした状況を反映して、公債費比率も年々上昇し、地方財政を圧迫しているにもかかわらず、地方債計画中に占める政府資金の比率が、三十年代の七〇％台から五〇％台に低下し、また、財政投融資資金計画に占める地方債の比率も、二〇％を下回っていることは納得できないところであります。

反対理由の第三は、交付税制度が地方の固有財

源であるにもかかわらず、その特質が失なわれていることでもあります。

国の均衡財政主義のもとにあっては、国と地方との間には地方交付税制度を中心として一つのバランスが保たれてきたのであります。昭和四十年から国債発行による財政政策が導入され、国税三税にリンクしている地方交付税のあり方に大きな変化が見られるに至ったのであります。すなわち、国の財政が国債財源によってその財政規模を拡大する場合、それに関連して地方歳出の増加が生ずるにもかかわらず、これに対応する地方交付税の増加が望めないのが現状であります。地方は三千三百余の個々の地方団体から成り、財政規模も千差万別であつて、そのすべてが将来相当の財政負担を伴う借入金に依存することは困難であり、したがって、国債発行下の財源配分の秩序の維持をはかるためには、不安定な一時しのぎの財源措置によることを改め、地方財政に安定性と計画性を失わしめないような交付税制度の抜本的改革をはかることが必要であり、その時期にきているにもかかわらず、何らの改善措置も見られないのは政府の怠慢であり、まことに遺憾であります。

以上、おもな理由を申し述べて、本法律案に対する反対の意を表します。

○河田賢治君 私は、日本共産党を代表して、地方交付税法の一部を改正する法律案に反対するものであります。

地方財政の破綻と窮乏が年を追って深刻となり、赤字団体が累増しつつあることは、地方財政白書において政府みづから認めているところであります。赤字団体に転落をしないまでも、地方行政水準の低下は、一般的、普遍的現象になりつつあることは争う余地もありません。

地方財政の抜本的改善を全地方自治体がひとしく要望しており、地方財政危機打開の要求は日を追って強まりつつあることは何人も否定できないところであります。

本改正案は、四十六年、四十七年度の借り入れ、

公債依存の地方財政対策を引き継ぎ、二兆二千五百三十億圓、前年比三〇・四％増という地方債計画を導入し、三たび交付税特別会計における借り入れを行なうて収支バランスを整えようとするものであります。

九百五十億圓の借り入れ金は、言うまでもなく、後年度分交付税の先取りであり、地方交付税の規定と精神に反するものであります。この三年連続の借り入れの事実、すでに現行制度が地方財政の実態にそぐわないことを雄弁に実証するものであります。

さらに、本改正案では、昭和四十七年度に行なわれた地方債への振りかえのうち、事業費補正分については引き続き地方債による振りかえ補てんを行なうこととしており、このことは、地方交付税によって措置されてきた地方財政需要が、すでに現行地方交付税額では充足でなくなったことを明らかに示すものです。

第二に、単位費用の改正がはなはだしく実情から遊離している点であります。

本改正案による交付税配分の改正点の第一として、「住民の生活に直結する各種の公共施設の計画的な整備をあげていきますが、しかし、本改正案による措置額は、市町村の投資的経費として一連の増額を行なったのは、道路橋梁費六百二十二億圓増、公園費七十三億圓増のみにとどまり、下水道等は、一四・八％にすぎないものであり、清掃、公害、交通安全、消防救急などの費用においても、地方自治体の要望にこたえるものではありません。しかも、これらの費目は、すべて一般財源として地方自治体財源に混入されるものであり、それらは国庫支出金の不足額の補てんのための超過負担等に転用され、住民生活の改善、地方財源の拡充とはほど遠いものと言わなければなりません。

第三には、単位費用算定の基礎となる基準単価が地方行政規模が実情と全くかけ離れており、これが地方行政の運用にきわめて重大な支障となつていくことであります。交付税の事業費基準単価は、ばう大な超過負担の原因となつていく国庫支

出金の補助単価と同一であり、国庫支出金で発生する超過負担は、交付税においては不足額として留保財源、振りかえ財源などに食い込むものであることは明白であります。基準単価が実施額と全くかけ離れた低額である限り、地方交付税がその本来の効果を発揮することができないことは言をまらません。

本来、地方交付税は、地方団体の最低限の行政水準をすべての団体が維持できるよう財政を補給する制度であり、これを公正に厳格に実施することは、国に与えられた責務であります。ところが、実際には、国の財源の確保を第一として、その範囲内で財政補給をしようとする結果、交付税の基準が実情に合わなくなつていくことは、政府みづから認めているところであります。地方交付税法は、交付税総額と地方団体算定の合算額と著しく異なった場合は、地方財政、地方行政にかかる制度の改正または三〇％という交付税額の変更を行なうものとする規定に従つて、当然この交付税率の引き上げ改定を行なうべき条件を明日に示しています。

第四に、本年度の地方交付税算定の基礎となる昭和四十八年度地方財政計画についてであります。同計画は、総額十四兆五千五百十億、前年比三・八％増となり、昭和三十七年以降最大の増加率を示しています。しかも、この十年間のかつてない伸び率を見込みながら、歳入総額に占める一般財源の割合は五九・三％であり、前年度の五九・八％を下回るものとなっております。一方、前年比三〇・一％の伸び率を示している国庫支出金は、構成比で前年度の二五・九％から二七・三％と膨張しており、まさに地方財政を大型化しているものは、国のひもつき財源である国庫支出金であることを示しております。また、地方債の構成比も七・四％という高率を示しています。これを歳出面では投資的経費の構成比が四一％を占め、四十六、四十七年度に引き続き膨張を示しており、その内容は、国庫補助事業が前年比三四・一％という大幅な伸

びを示しています。

この計数が示すものは、一般財源の減少とひもつき財源の増大、公共事業費の膨張と福祉行政の軽視そのものであります。そして、地方自治体における起債の著しい膨張という特徴であります。これこそ日本列島改造をめざす公共事業の大幅な増加、国債乱発による国の大幅インフレ予算をそのまま地方財政に引き移したものであります。そして、これはまた、地方財政に対する国の統制と介入、列島改造のための地方自治体の下請機関化を意味するものにほかなりません。自民党政府は、依然として高度成長、生産第一、企業優先と、これを保証する財政政策をとっている結果、現在、地方自治体は、都市問題、過密過疎問題、災害・公害・環境破壊問題等、深刻な課題を抱えています。地方公務員の労働条件、地方住民の生活の安定と、国土の均衡のとれた発展をはかるために、政府の政策を根本的に転換し、地方自治の本旨に基づいた地方財政の確立に尽くすことは、国の責務であるばかりでなく、憲法でも規定するところであります。

私は、当面、超過負担など、国が地方自治体に不当に転嫁している財政負担を完全に解消し、地方交付税率の大幅な引き上げ、地方債許可制度の廃止、政府資金の大幅な増額、国と地方の事務と財源の再配分、大企業優先の地方税制の民主化、地方住民の生活の向上と環境整備の充実に向かって税、財政の改革を行なうべきことを主張して、本改正案に反対するものであります。

○委員長(久次米健太郎君) ほかに御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(久次米健太郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

地方交付税法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(久次米健太郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○柴立芳文君 私は、たゞいま可決されました地方交付税法の一部を改正する法律案に対して、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党、各派共同による附帯決議案を提出いたします。

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

最近の地方財政は、生活関連施設等を急速に整備するための財政需要が増大しているが、さらに地価の高騰、建築資材費の上昇等の要因が加わって憂慮すべき状況にある。

政府は、物価安定の諸施策を一層推進しつつ左の諸点について善処すべきである。

一、地方交付税率の引上げを含め一般財源の強化をはかり、地方道路路目的財源についても拡充に努めること。

二、基準財政需要額の算定基礎の合理化に努め、とくに市町村分に重点を置いて算入措置を強化すること。

三、下水道、清掃施設、社会福祉施設、消防施設等急速に整備を必要とする生活関連施設に対する国庫補助制度を拡充強化すること。

四、国と地方との財政負担秩序の明確化を一層推進すること。とくに、地方負担の現況にかんがみ、昭和四十八年度の国庫補助負担事業の実施にあたっては、実施単価を実情に即し引き上げる等超過負担の解消のため適切な措置を講ずること。

五、人口急増地域における公共施設の整備費、沖縄・過疎地域等特定地域の振興対策費および公害対策費等のための財源措置については特段の配慮をすること。

六、地方債については、政府資金の拡充と許可手続の簡素化をはかり、また、生活関連施設等の整備のための地方債については、利率及び償還期限について改善措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(久次米健太郎君) たゞいま柴立君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(久次米健太郎君) 全会一致と認めます。よって、柴立君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、江崎自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。江崎自治大臣。

○国務大臣(江崎真澄君) たゞいま全会一致で御決議をいただきました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重し、善処いたしたいと存じます。

○委員長(久次米健太郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(久次米健太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十分散会

昭和四十八年六月二十六日印刷

昭和四十八年六月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局